

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称： そびあ保育園 共和西	種別： 保育所	
代表者氏名： 山崎 光代	定員（利用人数）： 36名（35名）	
所在地： 愛知県大府市共西町4-16		
TEL： 0562-57-2881		
ホームページ： kyouwanishi.sopiahoikuen.jp		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日： 令和2年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 株式会社SOPHIA		
職員数	常勤職員： 10名	非常勤職員： 20名
専門職員	（園長） 1名	（保育士） 20名
	（主任） 1名	（看護師） 1名
	（副主任） 3名	（栄養士） 1名
		（調理員） 3名
施設・設備の概要	（居室数） 5室	
	（設備等） 非常/火災通報装置	冷暖房・床暖房・園児用トイレ
	職員用トイレ・給食職員用トイレ	食器用洗浄機・IHクッキング
	食器乾燥庫・冷蔵庫・冷凍庫	プラストチラー
	クッキングヒーター	スチームコンベクション

③理念・基本方針

★理念

法人

- ・ 保護者様と子どもが共に心豊かな生活を営めるよう保育を通して支援します。
- ・ 関わる全ての人々にとって温かい保育園である事を実現し続け、子育て支援の拠点として地域社会に貢献して行きます。

施設・事業所

- ・ 子どもの豊かな心を育む保育

★基本方針

＜保育方針＞

- ・一人一人の子どもが安心感と信頼感をもって過ごせるような環境の中で、子どもの主体としての思いや願いを受け止める保育。
- ・生活や遊びを通して自己を発揮し、友だちと関わる楽しさを味わいながら豊かな心を育む保育。
- ・家庭や地域と連携を図り保護者の気持ちを受け止め、子育ての喜びを感じられるような子育て支援を行います。

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・子どもの愛着を育む育児担当制保育と子どもの優しい心を育む異年齢保育を大切にしています。
- ・子どもの育ちを保護者様と共に喜びあえる子育て支援を行っています。

【めざす子ども像】

- ・よく遊ぶこども・思いやりのあるこども
- ・よく考え行動できるこども
- ・物事に感動するこども
- ・よい習慣を身につけたこども

【保育の目標】

- ① 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満ちし、生命の保持及び情緒の安定を図る。
- ② 健康安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培う。
- ③ 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして、人権を大切にすると共に、自主・協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う。
- ④ 生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の基礎を培う。
- ⑤ 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど言葉の豊かさを養う。
- ⑥ 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培う

【保育者の関わり】

育児担当制は、その子どもにはその保育士というように、それぞれ決められた保育士が関わるというものです。いつも関わる保育士が決まっていることで愛着が育まれ情緒が安定します。一人一人の成長と発達をよく把握し、子どもの思いを受け止めながら、保育士の優しいまなざしのもと、丁寧に接することを大切にしています。

【0歳児】お腹がすいた、眠い、おむつがぬれて気持ちが悪いなど、子どもからの信号を見落とさずに受け止め、笑顔で語りかけをしながら子どもたちが安心して生活できるようにしていきます。

【1歳児】言葉が出始めたり、歩行が確立してきたりと大きな変化を見せる時期です。目にするものや興味をもった所へ自分から向かっていき触れようとします。目が離せない時期です。安全な環境を心がけていきます。

【2歳児】甘えたり、思い通りにいかないとかんしゃくを起こしたりして大人が子どもとの関わりに困ってしまうことの多い時期です。さりげなく言葉をかけたりしながら気持ちの受け止めに大切にしていきます。

【保護者様と共に…】

★ 一人の『人』として尊重した関わりを。

自分のことを自分でしたり、思いを伝えたりする力は未熟ですが、どんなに年齢が低くても、はっきりと自分の意志を持ち、周りの人がどんな気持ちで自分に関わってくれているか感じ取る気持ちをもっています。一人の『人』として尊重し、子どもの話にきちんと向かい合い受け止めていきます。

★ 一緒に子育てについて考え、成長を喜び合っていまいります。

保護者様が仕事と子育てを両立させて行くことは大変です。時にいらいらしたり、自己嫌悪を感じ悩んでしまうこともあるかもしれません。保護者様が一人で悩まれないように、気軽にご相談いただけるよう心がけています。保護者様とご一緒に子育てについて考えてまいります。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和7年6月18日（契約日）～ 令和8年4月6日（評価確定日） 【令和7年11月26日（訪問調査日）】
受審回数 （前回の受審時期）	初回（平成 年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆保育理念・保育方針に則った保育の実践

子どもたちの遊びや体験の様子を記録し、それを図解化して保育を可視化する保育ウェブを活用している。子ども一人ひとりの主体性を尊重して保育理念・保育方針に沿って「そびあ保育園がめざす子ども像」を実現する保育が実践されている。

◆本社、系列園との連携

系列園との連携を含め、物理的にも本社と保育園との距離が近い。何かあれば本社から手助けを受けられたり、問題や課題があれば系列園園長、主任会議等で検討することも可能であり、園が孤立しないで安心して保育ができる環境にある。

◆職員間の連携

生活場面では、一人ひとりの子どもに担当保育者が丁寧に関われるような職員配置がとられている。担当制保育により、子どもと保育者との信頼関係が構築されている。食事の配膳も調理員や栄養士が保育室に出向き、職員全体で子どもの保育、生活を支えている。これら職員間の連携は、子どもにとって自分の信頼できる担当保育者とともに、保育者以外の大人との関わりは人間関係の構築や広がり役に役立っている。

◇改善を求められる点

◆経営課題の特定と事業計画の策定

中・長期的な「園のあるべき姿（園長の思い）」を明確にし、まずは園の内部・外部の課題、利害関係者のニーズを把握されたい。その上で、中・長期的な目標を達成するための課題を「課題一覧（仮称）」で特定することが望ましい。それらの課題について、優先順位や達成時期を明確にして、園独自の中・長期計画や単年度の事業計画を策定することが望まれる。

◆「保育の計画」：標準的な実施方法の活用

全職員に配付されている「保育の計画」は、保育に必要な情報が盛り込まれていて、自身の保育の拠り所にすることができる内容となっている。しかし、実際に手元に置いて活用している保育士ばかりではない。「保育の計画」を研修や勉強会、職員会議資料等で活用し、生きた「保育の計画」にしてほしい。

◆職員間の情報共有

正規職員、日中勤務職員は会議に参加する機会も多く、子どもの情報や園内での周知事項等で情報を共有することができる。一方、短時間勤務の職員は文書の回覧や事務室での掲示に留まっているため、確実に情報が伝わっているかが定かでない。職員としての立場こそ違え、子どもと関わる責任はどの職員も同じであり、全職員が必要な情報を共有できる仕組みを検討されたい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

・第三者自己評価を職員同士で話し合うことで自分の保育内容の気付きや園全体の気付きになった点や、当たり前と思っていたことが認められたりもう少し努力すること等の気付きになりました。今後、この気付きを具体的に職員同士で話し合い保育の質の向上につなげていきます。

・総評にて「保育指導計画に保育ウェブを活用し理念等に沿って、目指す子ども像を実現する保育を実践している事」「育児担当制保育により、子どもと保育者との信頼関係が構築され、また、職員全体で子どもの保育、生活を支えている事」「本社と系列園との連携にて保育園が孤立しないで安心して保育ができる環境」について高く評価をいただいた事に感謝いたします。更に、「理念・基本方針」についてのコメントに、当園の保育理念である「子どもの豊かな心を育む保育」を「法人全体で『慈悲のこころを育む保育』に努めている」と、面談の応答より真意をくみ取り読み替えて評価いただきまして有難うございました。本社と保育園が心身共に同体となり、日々、自らの姿を振り返ると共に慈悲の振る舞いに心がけ、今後も保育理念の実践に勤めてまいります。

・総評にて改善を求められる点として「園独自の中長期計画や単年度の事業計画の策定」「生きた保育の計画にする」「全職員が必要な情報を共有できる仕組みの検討」についてご提言いただきまして誠に有難うございました。経営者、園長、職員の念い(おもい)や願いからワクワクする計画が生まれてくる事を改めて実感いたしました。ご提言いただいた事項について職員と共に考え、改善策を策定し実践してまいります。

・第三者評価を受審する事は、評価機関の担当者との事前ガイダンスでの面談及び自己評価での職員間での対話並びに訪問調査の面談にて、問いかけに対して応答し自らの姿と考えを振り返り気付く事、評価結果を真に理解し改善策を経営者も含め職員が共に対話し考え実践し続けていく事ができるとあらためて実感いたしました。有難うございました。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	①・b・c
<コメント> 法人内の園長・職員が話し合っ保育理念・保育方針を策定し、法人全体で「慈悲のこころを育む保育」に努めている。理念・基本方針は、ホームページに掲載し、誰でも常に閲覧できる状態とするとともに、「全体的な計画」にも明記し、会議を通して周知している。保育園支援システムを活用して保育の計画と分析を可視化し、子どもの主体性を尊重した保育実践に取り組んでいる。			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	①・b・c
<コメント> 園長が、毎月開催の市の園長会に参加し、市の保育行政や制度に関する情報を収集している。他園園長との情報交換からも、地域の保育環境の変化等の情報を収集している。法人内の園長会や主任会を利用して対応検討等が行われ、法人や園の運営に反映されている。周辺地域は新興住宅地であり、子どもの数も増加が見込まれ現状、0歳児保育のニーズも高く定員を満たす子どもが通園している。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a・②・c
<コメント> 「保育指導計画全体の整合性を整える」や「保育書類の全園共通化」、「ICT導入」等、法人の課題を事業計画に明記し、法人内の会議を通して改善策を検討している。「保育内容の充実」や「保護者支援」、「地域の子育て支援」等の自園の課題は、園内の会議で検討されている。課題対応の優先順位や対応時期等を明確にするためにも「課題一覧（仮称）」での文書化が望まれる。			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a・①・c
<コメント> 地域における「永続的な保育の実践」や「0・1・2歳児保育を極める」等、将来的な「園のあるべき姿」を園長は認識している。医療的ケアの必要な子どもの保育や気になる子、国外にルーツをもつ子どもの支援等、社会の保育ニーズは把握しているが、計画策定までには至っていない。将来的な「園のあるべき姿」を明確にして活動するためにも、園独自の中・長期計画を策定することが望まれる。			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a・②・c
<コメント> 毎年度、法人の事業計画を基にした園独自の事業計画が策定されている。しかし、各活動内容において、活動評価するための評価基準（数値目標や達成度合い）が明確に示されていない。各活動において、評価基準を明確にすることで活動もしやすくなる。事業計画においては、誰が・何を・どのように・いつまでに実施するのか、明確にしておくことに改善の余地がある。			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に 行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 事業計画の中の行事計画や安全計画を中心に、各種会議を利用して進捗確認や実施評価・反省を行い、次回開催時に改善事項を反映させている。事業計画全体についても、主体的な活動は職員が担っている事項も多いため、事業計画に対する職員の関心を高め、意識して組織的に活動する環境を整えることが望まれる。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 在園児の保護者に対してはパンフレットや「園だより」、通知文等を利用して説明し、入園希望の保護者に対しては、パンフレットや園見学での説明等により周知に努めている。一般的に、事業計画に対しての保護者の関心は薄い傾向にある。改善のためには、子どもの育成・成長の姿が想定できるように説明内容や資料を見直す等、保護者の興味や関心を高める工夫が望まれる。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に 行われ、機能している。	保8	㉒ ・ b ・ c
<コメント> 保育園支援システムを利用し、保育の計画や分析を可視化している。評価・反省を繰り返して保育環境を見直し、子ども個々に合わせた保育を実践することで保育の質の向上を図っている。実践する保育に関しては、「保育園自己チェック表」や「保育のチェックリスト100」を年1回実施し、職員一人ひとりの傾向分析から集計による園の傾向を分析し、振り返りや課題の特定に努めている。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 園で取り組む課題は、各種会議や園内研修で話し合って改善に努めている。課題の明確化に際しては、今回の第三者評価における評価や自己評価も含めて特定することが望まれる。また、改善の必要な評価項目や気になる評価項目等を抽出し、年度単位で定期的に自己評価を実施する等、評価方法も工夫して課題を特定し、必要に応じて事業計画にも反映させて改善を図ることに期待する。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a	ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>「保育園の組織体制」の他、確認できなかったが職務分掌により園内での役割や責任・権限や権限委任に関する事項が決められている。安全計画に基づく訓練等、園長不在時に実施し、園長不在でも支障が生じないよう取り組んでいる。職務分掌等の規程類は、いつでも・誰でも参照できるよう、適正に管理できる環境を整えることが好ましい。</p>			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a	ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>遵守すべき法令・指針に関しては、行政からの通知の他、本社で実務書を整備し、改正に伴うセミナー等にも参加している。園のマニュアルや手順書は、市から入手したものや園で作成したものがある。法令や指針の改訂は、マニュアルや手順書の見直し機会ともなるため、予め関連する法令や指針を特定し、定期的に改正状況を確認するための仕組みを整えることに期待したい。</p>			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	a	ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>園長自ら外部研修に参加し、大学講師の助言やアドバイスを得ている。新たな保育園支援システムを導入し、保育の計画と分析を可視化し、保育担当制も導入して職員と子どもの関りを密にし、子どもに合った保育を実践している。保育環境の整備や知識・技術の習得に際しては、園内外の研修受講の他に写真等も活用しているが、動画ツールも活用を検討するなどの工夫が望まれる。</p>			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	Ⓐ	b・c
<p><コメント></p> <p>小規模保育園であり、ICTの導入については、効果や有効性を評価・検討している段階である。記録類の作成に際しては、事務時間を確保するため、月次の他、デイリーでも職員配置を可視化し、職員間で作業協力しやすい環境を整えている。記録様式についても法人内で統一化を図り、重複する作業や記録を見直して改善する等、業務の効率化に取り組んでいる。</p>			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	Ⓐ	b・c
<p><コメント></p> <p>毎年6月に、次年度における就業意向確認を行い、適宜、ハローワーク等を利用して人材確保に努めている。採用に際しては、「面接シート」を用いて応募者との意識・認識の齟齬がなく、園の理念・方針等の同じ保育の方向性を有する人材の確保を目指している。園内では良好なコミュニケーションを保ち、働きやすい職場環境を整備して離職予防を図っている。</p>			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a	ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>明確なキャリアパスはないが、園では「そぴあ保育園がめざす子ども像」を実現できる職員を「期待する職員像」としている。人事管理は、「能力行動自己評価シート」を用いて定期的な面談を実施し、評価を行っている。「能力行動自己評価シート」における評価基準は、被評価者が活動しやすく、また評価者が評価しやすくするためにも、具体的な評価基準とすることが望ましい。</p>			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 職員の勤怠管理は自己申告による出勤簿で行い、園長が常に確認している。時間外労働は「残業指示書」を用い、園長が指示する形が取られている。有給休暇は本人希望を原則とし、完全消化に努めている。多様な働き方を取り入れ、継続的な雇用が図られている。園長・主任は常に職員に目を配り、職員が心も身体も健康に楽しく子どもと接することができるよう取り組んでいる。		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ㉡ ・ c
<コメント> 「保育のチェックリスト100」や「能力行動自己評価シート」を用いて定期的に面談を行い、職員個々の目標や改善点について話し合い、育成を図っている。研修の受講履歴は管理されているが、年度ごとの管理であり、個人別の管理はなされていない。園内でキャリアモデルを設定するとともに、職員ごとの受講履歴を管理し、職員の育成に資するような仕組みづくりが望まれる。		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ㉢ ・ c
<コメント> 年間研修計画に基づき、毎月園内研修を行っている。県主催のスキルアップ研修や、市主催の階層別や知識・技術、安全管理・マネジメント等、多様なカリキュラムの研修に参加している。研修後は伝聞研修を行い、園内で知識の共有を図っている。研修の有効性を評価するためにも、研修報告におけるアクションプランを実施評価する仕組みづくりを期待したい。		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 研修受講に際しては、職員間の協力を得てシフトを調整し、集合研修やオンライン研修・アーカイブ配信による受講等、積極的な参加を促している。非正規のパート職員は園内研修を主とし、知識や技術を共有し、希望により外部研修への参加を可能としている。新任職員や経験の浅い職員には、教育担当を決めてOJTを実施、クラス単位で全職員でフォローする体制が整えられている。		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ㉡ ・ c
<コメント> 今年度は、養成校から直接の要請を受け、1名の実習生受入れが決まっている。マニュアルは、市の「実習生受入れマニュアル」を取り寄せて準用している。マニュアルに関しては、受入れの目的を明記するとともに、園内で事前に行う手続きや準備等に漏れがないよう見直しを行い、体制を含めて整備しておくことが望ましい。		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ㉢ ・ c
<コメント> ホームページを利用して保育理念や保育方針、保育内容等を公開している。市役所にパンフレットを設置し、希望者に配布している。今回の第三者評価結果については、公表を予定している。苦情・相談への対応は、第三者委員を選任して周知しているが、対応手順は文書化されていない。「暗黙のルール」ではなく、手順を文書化しておくことが望ましい。		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 園内の事務・経理・取引に関しては、「経理規程」に従って執行している。食材費等、一部、現金取引があり、園長が小口現金・出納を管理し、月単位で法人に報告している。法人内系列園との交流に合わせ、園長が相互に保育業務を確認し合う機会を設けており、年1回、本社による業務監査も行われている。毎年の県の監査でも指摘事項はなく、適正な園運営に努めている。		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果		
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。				
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <p>地域との交流を事業計画に掲げているが、現状は日課の散歩の際の挨拶程度に留まっている。園長は、高齢者施設や地元の商業施設等との交流を広げたい意向だが、園の立地から実現には至っていない。ボランティアの活用を通して計画的な活動につなげることを期待する。地域で開催される子育てに関するイベント情報等のポスターを掲示し、保護者に情報提供している。</p>				
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <p>ボランティアの受入れは、事業計画に職場体験や実習生受入れとして掲げている。マニュアルにより手順を明確にし、中学生の職場体験を受け入れている。ボランティア受入れは、地域交流や子どもの豊かな感性や社会性を育む機会となり、また各年齢層の大人と交流する機会ともなるため、保育補助だけではなく、見守りや施設管理等も含め「子どもの安全」を第一に積極的な受入れを期待したい。</p>				
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。				
Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	ⓐ	b	c
<p><コメント></p> <p>園に関連する関係機関は、「連絡先一覧」として管理し、市の園長会・補佐会・看護師会議・食育会議等に参加している。発達の気になる子どもは保健センターと情報交換し、医療的ケアの必要な子どもの相談を受けた場合には、適切な機関や施設を紹介している。虐待やネグレクトの関連する事案の場合には、見守りを基本に記録を残し、「子ども第一」の対応が取れる体制を整えている。</p>				
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。				
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	ⓐ	b	c
<p><コメント></p> <p>園長会をはじめ、市の開催する各種会議に参加して情報交換している。園開放を利用する未就園児の保護者からの相談や子育ての悩みの受け付け対応、自治会や民生委員との交流から地域の福祉ニーズの把握に努めている。開園に際しては、地域説明会を重ねて地域の意見や意向に沿った運営に努める等、「地域に根差した園」として地域からの声に耳を傾けている。</p>				
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <p>園開放や園庭開放等、地域の子育て支援に努めている。AEDは地域への貸与を可能とし、設置事業所登録を行って地域にも広報している。広域災害を想定してBCP（事業継続計画）を策定し、エッセンシャルワーカーへの支援検討等、事業計画にも反映させて取り組んでいる。策定した計画は、可能な範囲で定期的に訓練を実施する等、有効性や改善点の検証・確認をすることが望まれる。</p>				

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもを尊重した保育の基本姿勢は「保育の全体的な計画」や園のパフレット等に記載されている。「人権とは何か」を明記したマニュアルや「人権擁護のセルフチェック」等で、職員は各自で把握はしていると思われるが、文書内容についての勉強会や研修での周知はなされておらず、職員の意識共有は十分とは言い難い。</p>		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>入社時に、「個人情報保護規程」を職員に説明し、「誓約書」の提出を受けているが、プライバシー保護について記載された文書はない。実際の保育の中では、保護者や子どもの情報は鍵のかかる書庫で保管する、おむつ替えや着替えの際にはパーテーションを設置する等の取組みがあるが、個人情報保護とプライバシー保護の内容や対応の違いについて、職員理解は不十分である。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>保育所選択に必要な情報をホームページに掲載し、園のパフレットを市役所の担当窓口を設置している。利用・見学希望者にはパンフレットに基づいて園長、主任が説明し、園内を案内している。提供する情報については、年に1度、本社が見直しをしている。</p>		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>子ども本位の保育について、パンフレットと「重要事項説明書」を基に、入園説明会で園長が説明し、保護者の同意を得ている。離乳食対応児については、別日に個別面談を行い、食事提供についての同意を得ている。配慮が必要な保護者への対応はルール化されておらず、職員により対応に差が生じている。誰が対応しても同じ内容での説明ができるよう、保護者対応のルール化を検討されたい。</p>		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>3歳児に進級する時点で、子ども全員が他の保育所へ転園する。そのため、保護者の同意を得た上で、市内転園については、転園先の保育所に必要な書類を送付している。市外転園については、問い合わせがあれば口頭で答えている。退園後の相談は主任や元担任が対応しているが、退園後の相談に関する文書は作成されていない。保護者配付用の文書作成が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>保護者満足の把握は登降園時の会話や連絡ノート、年1度のアンケートにて行っている。ローテーション勤務を利用し、早延長での登降園時に、日頃会話できていない保護者にも積極的に言葉をかけている。アンケート結果の集計は園長と主任が行い、職員会議で正規職員と共有し、対応策の検討を行っている。正規職員以外の職員が共有する機会についても検討されたい。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>苦情解決の体制が整えられ、「重要事項説明書」に記載されている。入園説明会、入園式で園長が説明し、玄関に掲示して保護者周知を図っている。意見や要望はあるが、第三者委員を介する苦情は今のところない。保護者からの意見や要望については、園内、法人内で検討し、申し立てた保護者にはフィードバックしているが、保護者全員への公開には至っていない。</p>		

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント> 保護者からの個別の相談については、その方法等を入園説明会で説明し、玄関にも掲示している。相談相手を自由に選べることの記載は、確認できなかったため、その旨も記載することが望まれる。個別の相談は事務室で行っているが、他の保護者の視界に入ることもあるため、相談環境については検討中である。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント> 担任が対応する日々の相談は、主任と園長へ報告し、職員会議で共有している。相談内容によっては、系列園にも周知し、統一対応ができるようにしている。会議に参加していないパート職員へは回覧で共有できるようにしてはいるが、全員が内容を把握しているかは確認できていない。相談対応についてのマニュアルの作成も検討されたい。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント> 「事故対応マニュアル」が作成され、事故発生時の対応が「保育の計画」に記載され、年度当初に園長が研修を行い、職員周知を図っている。事故発生時の「対応フローチャート」が保育室にも掲示してある。「けが報告書」や「ヒヤリハット記録」は事務室に掲示し、職員全員が共有している。事故防止の「チェックリスト」の記入も行っている。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント> 感染症発生時には玄関に掲示し、保護者に情報を提供している。園内では、職員と子どもたちが手洗いや消毒の強化をすることで感染拡大を防止している。「感染症予防、対応マニュアル」は作成されているが、内容について不足があると感じているため、系列園とともに修正していくことが望ましい。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	保39	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント> 災害時の対応が整備されている。「保育の計画」に「非常災害対策計画書」が記載され、年度当初に園長が研修をして職員周知されている。火事や地震に対応する避難訓練を、毎月実施している。避難用品や備蓄品の管理者が決められており、年に4回チェックをしている。まだ、自治会とのつながりは深くはないが、今後は連携を取りながら、合同の防災訓練を計画している。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント> 保育理念や各項目の計画、マニュアル等が記載されている「保育の計画」が作成され、職員全員に配付されている。「保育の計画」が標準的な実施方法であることが浸透しておらず、活用されることが少ない。「保育の計画」を浸透、活用すべく、職員への研修ヲ実施する等、取組みの工夫が望まれる。</p>		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント> 「保育の全体的な計画」は年に1度、正規職員で見直しを行っている。マニュアルについても年に1度、系列園全体の園長、主任会議で見直しを行い、次年度に活かせるようにしている。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	① ・ b ・ c
<コメント> 「入園前個別面談」の様式にて、入園前に園長、主任が保護者面談を行い、入園後に担任が確認している。疾病、アレルギー等で看護師や栄養士との面談を行う場合もあり、アセスメントの結果を個別の指導計画作成に活かしている。		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	① ・ b ・ c
<コメント> 今年度より指導計画の様式を変更したこともあり、クラス会議、正職会議等、定期的な会議で指導計画作成について検討し、共有できる時間を多く持つようにしている。正規職員以外の職員には「クラス会議録」を通して共有している。社長、各園の園長、主任が参加する会議で、系列園との連携や統一を図るようにもしている。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	a ・ ① ・ c
<コメント> 「保育の計画」や「個別web」は記録要領があり、入社時の初任者研修で説明し、職員による記録内容の差異が生じないようにしている。子どもの記録はファイルに保管され、いつでも確認ができる。正規職員以外の職員へは回覧で情報共有することが多い。職員全員に共有すべき情報について、確実に情報共有できる方法について検討されたい。		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	a ・ ① ・ c
<コメント> 個人情報の取扱いに関しては、入社時面談で社長から説明され、年度当初に園長からも研修を受けることで、職員周知されている。子どもに関する書類は事務室の鍵のかかる書庫に保管されている。日中は鍵が開放されており、事務室が無人になる場合の個人情報の管理方法について再考されたい。		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「保育の全体的な計画」は、系列3園による園長、主任会議で作成され、各園の特色や地域性を考慮し、各園独自のものを作成している。保育の振り返りを通して、正職会議で次年度に向けて見直しをしている。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>各保育室に「湿度、温度チェック表」や「消毒、清掃チェック表」が掲示されている。1日に2度チェックをして記録することで、子どもが快適に過ごせるようにしている。コーナーやパーテーションでそれぞれの遊びに集中できるような環境を整えているが、広い空間で走り回る子どももいるため、寝転がって過ごせる空間の確保はできていない。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	③ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもとの愛着関係を築くため、担当制で保育をしている。困ったときには「この人」という、子どもの安心感や保護者からの信頼が得られている。「人権チェックシート」での記入を通して、できる限り子どもの思いを受け止めるよう意識して保育している。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保49	④ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>基本的な生活習慣の習得を、生きる力の習得と捉えて保育している。担当制保育の利点を生かし、「言動と動きの一致」を意識し、一人ひとりの子どもに伝わりやすい動きと言葉で関わっている。子どもなりに見通しが持てるよう、順序を大切にしていることも意識している。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	a ・ ⑤ ・ c
<p><コメント></p> <p>「内容・環境」を重視した指導計画の様式に変更したこともあり、毎月環境を職員同士で見直したり、新たな提供をするように意識している。職員それぞれに得手不得手があり、「自分の不得手な部分についての遊びの提供をしていきたい」という言葉もある。地域との交流が深くはないため、園の職員以外の大人との交流についても検討されたい。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	⑥ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>3名の子どもが過ごす空間として、広すぎない保育室は子どもが安心して落ち着ける空間になっている。粗大運動のできる手作り遊具やゆったりゴロゴロできる場所等も、子どもが自ら動き出せる環境となっている。食事、午睡等の生活場面では2名の職員で対応していて、子どもが待つ時間が少なく、穏やかな保育が確保されている。</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	a ・ ⑦ ・ c
<p><コメント></p> <p>1、2歳児の探索行動、自我の育ち等、一人ひとりの状況に応じて、担当制保育の担当者が関わるようにし、子どもの思いを受け止め、関わることを大切に保育している。集団で活動することも多くあり、集団活動の中での一人ひとりの子どもの思いの受け止めや、子ども自らが遊びだせる環境設定等、課題も残っている点も残っている。</p>		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a ・ b ・ c
<コメント> 非該当		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	① ・ b ・ c
<コメント> 現在は該当園児はいない。キャリアアップ研修で「障害児研修」を受けた職員による伝達研修を行っている。必要に応じて、保健センターやJOYJOYを含む子育て支援センター、臨床心理士への紹介等の連携はとれている。実際に障害のある子どもの受入れを視野に入れ、外部機関による職員研修、専門機関との連携等も計画している。		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a ・ ② ・ c
<コメント> 17時まではクラスでの保育が行われ、その後は1部屋での保育体制をとっている。18時以降の保育については、お茶とおやつを提供している。職員間の引継ぎは「保育日誌」や「伝達ノート」にて行われ、保護者対応がスムーズにできるようにしている。異年齢保育の場面での子どもの様子を踏まえて、長時間保育での指導計画作成が望まれる。		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ b ・ c
<コメント> 非該当		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ ③ ・ c
<コメント> 「健康管理マニュアル」や「保健計画」が作成され、健康診断の結果や保護者からの情報、健康観察等で子どもの健康状態の把握をしている。入園説明会で保護者に睡眠時チェックの説明はしているが、SIDS（乳幼児突然死症候群）についての説明はしていない。職員においても、市役所からの文書通知で言葉は周知されているが、内容の理解ができていないかの確認は取れていない。		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	④ ・ b ・ c
<コメント> 健康診断、歯科健診の結果は「健診票」に記入し、保護者へは「連絡ノート」を通して伝えている。職員間では、結果に異常がある場合には共有している。年齢が低いこともあり、園内での歯磨きは行っていないが、食事やおやつの後にお茶を飲むことで口内衛生の取組みをしている。家庭へも、お茶による口内衛生について伝えている。		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	a ・ ⑤ ・ c
<コメント> 「アレルギー対応マニュアル」を新たに作成し、それに基づいて年度当初に全職員が研修を受け、周知を図っている。アレルギー対応については医師の「アレルギー疾患生活管理指導表」の提出に加え、年2回保護者と個別面談をしている。基本的に、園で提供する食事には卵を使用していない。正職のみ受講している研修については、伝達研修を実施して全職員の理解を図りたい。		

A-1- (4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	① a ・ b ・ c
<コメント> 「食育計画」を作成し、野菜の栽培や収穫、皮むきの体験を通して、食に興味や楽しみが持てるような取り組みをしている。給食参観時に、1口試食や栄養士のお話を聞く機会を確保し、保護者も食に興味を持てるようにしている。食事は担当保育者が盛り付けをすることで、一人ひとりの子どもが食べきった満足が得られるよう工夫している。		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	① a ・ b ・ c
<コメント> 系列園の栄養士で大まかな献立を立て、各園の行事による日程調整をした上で食事を提供している。調理員が保育室で配膳を行い、栄養士が話をしながら子どもの喫食状況の把握に努めている。食事提供や衛生面については、栄養士が職員研修を行って周知を図っている。子どもが苦手とする魚の提供も、積極的に献立に取り入れている。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2- (1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	a ・ ① b ・ c
<コメント> 「連絡帳」や「園だより」に加え、毎日の登降園時の会話等で保護者に園での子どもの様子を伝えている。会議がある日は「連絡帳」への記入ができないため、クラスごとにその日の活動を掲示しているが、一人ひとりの様子が保護者には伝わりにくい。「連絡帳」の記入のない日について、保護者への保育の伝え方については課題が残っている。		
A-2- (2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a ・ ① b ・ c
<コメント> 日々の登降園時の会話や「連絡帳」から、個別面談につなげている。時間をかけて話をすることで、保護者の不安を和らげるようにしている。保護者の就労状況に合わせて面談時間を設定しており、安心して相談できるようにしている。相談内容の記録については、残していないものもあり、園内でのルール作りが望まれる。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ① b ・ c
<コメント> 現在、家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもはいないが、登園時の観察を丁寧に行うようにしている。「虐待防止マニュアル」と「虐待対応マニュアル」が作成され、年度当初に園長からの研修を受けている。しかし、マニュアルの存在を知らない職員もいるため、マニュアルを使用した研修を通しての職員理解と周知が望まれる。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3- (1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ① b ・ c
<コメント> 「年間自己チェック評価表」や「保育所の保育チェックリスト」、「能力行動自己評価シート」等で、職員各自が保育、職員としての振り返りを行っている。園長面談もあり、各自の振り返りは十分に行われている。しかし、職員間での情報共有や、職員個々の振り返りを園全体での評価につなげる取組みとしては十分とは言い難い		